総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（観光等）］　平成25年度

九州アジア観光アイランド総合特区［指定：平成25年2月、認定：平成25年6月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　(3.2＋3.3)／2＝3.3　**C**

ⅰ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1	アジアを中心とした九州への入国外国人数	B	
2	九州における年間観光消費額	B	
3－1	九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数：延べ寄港回数	E	D
3－2	九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数：延べ寄港者数	D	

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×0＋4×2＋3×0＋2×1＋1×0)／3＝3.3　①…3.3

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「アジアを中心とした九州への入国外国人数」については、平成26年の目標値が前年比約4割増となっているが、特区ガイドが誕生するものの平成25年度の結果を考えると、実現可能性に疑問が残る。また、九州内でのノービザ解禁を前提とした28年の目標値は根拠がやや乏しい。
・「九州における年間観光消費額」については、単純に「観光客・宿泊客数が増えれば、それに伴って比例的に観光消費額も増える」ということであれば、観光消費額を評価指標とする必要はないのではないか。国内宿泊旅行・訪日外国人旅行等、一人当たり消費額を伸ばしていく、また宿泊・飲食・土産品・交通・観光といった部門別に目標設定を行うという視点があってもよいのではないか。
・「九州への外国人クルーズ客船の延べ寄港回数」については、想定外の外的要因による低い進捗度には配慮が必要と思われ、今後の戦略立案に期待する。また、大型クルーズ客船の受け入れに対応しうる港湾整備、CIQ体制整備、大型バス配置、観光・ショッピング案内誘導体制の整備等、的確な事業に取り組んでいることは高く評価されて良い。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…−0.1

ⅰ）の評価　①＋②　**3.2**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	アジアを中心とした九州への入国外国人数	B
2	九州における年間観光消費額	C
3	九州への外国クルーズ客船の延べ寄港数・延べ寄港者数	C

（専門家所見（主なもの））

・訪日外国人はアジアを中心に今後も増加する事が予想され、通訳案内士不足は喫緊の課題であるため、引き続き受入体制の強化が必要である。また、今後の方向性は適切である。
・観光消費額は入込数に比例し増加するため、誘客の強化も重要であるが、消費意欲を高めるためのプラスαの戦略が必要である。
・「九州への外国人クルーズ客船の延べ寄港回数及び延べ寄港者数」については、魅力的なコンテンツの拡充、二次交通対策等の受入体制の整備を進め、クルーズ客船を所有する本国に対する積極的なアプローチが必要である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×1＋3×2＋2×0＋1×0）／3＝3.3　3.3

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.0+3.8)／2＝3.9

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業]
●地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業
（概要）
・通訳案内士法上においては、外国人に対し、外国語で、旅行に関する案内を業として行う場合には、通訳案内士試験に合格し、通訳案内士の資格を取得することが必要であるが、特例により、総合特区内においては、特区自治体による研修を経た者（特区ガイド）による有償ガイド行為を可能とする。
（規制所管府省（国土交通省観光庁）の評価）
・特例措置の効果が認められる

（専門家所見（主なもの））
・募集枠を大幅に上回る受講者数と本事業による登録者数の増加。これにより誘客消費額・満足度の向上が期待できる。

4.0

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
実績なし

－

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　－　　4.0

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
・九州各県が連携して観光戦略を推進しているのはわかるが、この特区事業との関係が示されていない。
・記載されている事柄は「九州観光推進機構」の成り立ち、現組織形態に関するものである。本事業の組織基盤の強化の動きとしては理解できるが、総合特区通訳案内士の運用・活用に関わる民間との連携などは見えない。

3.8

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

(3.3+3.9)/2+0.20＝3.8

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・特区ガイドの育成事業の推進については、九州全体での課題解決に係る取組みとして評価できる。
・一部目標数値については、よりきめ細かな設定（観光消費単価や部門別目標数値等）の検討、特区通訳案内士の活用をめぐる民間との連携強化や通訳案内士の品質維持・向上に努めていくことが期待される。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.60）に上記所見を加味（+0.20）し、総合評価結果をB（3.8）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。